

甲斐市告示第 57 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により山梨県知事から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 30 日

甲斐市長 保 坂 武



1 都市計画事業の種類及び名称

甲府都市計画下水道事業甲斐市公共下水道
韮崎都市計画下水道事業甲斐市公共下水道

2 縦覧場所

甲斐市篠原 2610 番地 甲斐市役所本館 2 階 上下水道部下水道課

甲斐市役所 下水道課 下水道総務係
TEL 055-278-1670